

**資料4-1**

第2回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会  
平成26年7月15日 保育課作成

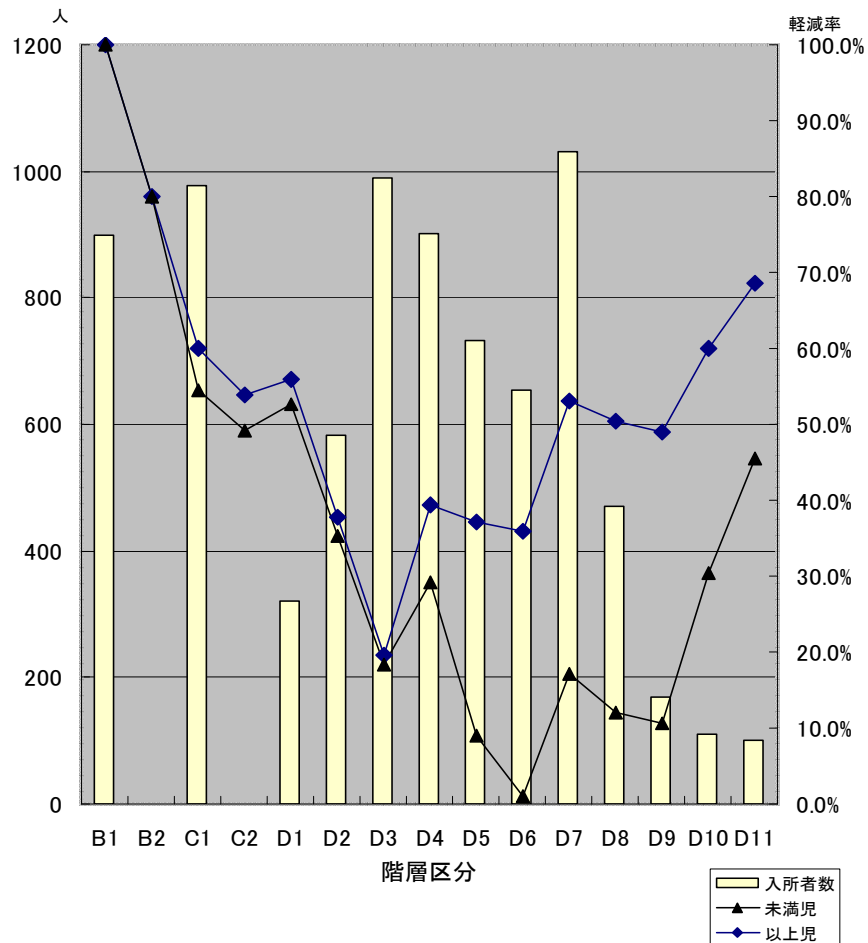
**新制度における利用者負担(保育料)の  
設定について(案)  
～保育所等(2号、3号)保育料～**

**平成26年7月  
こども未来部保育課**

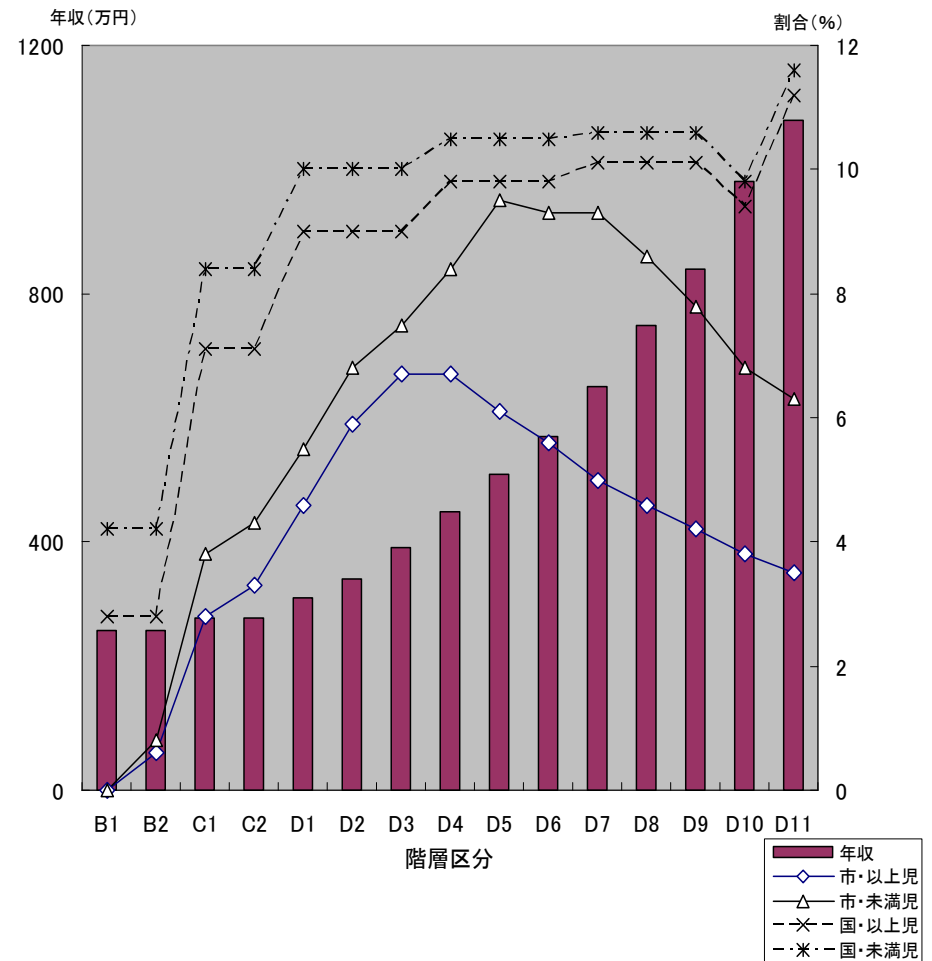
# 1. 本市の保育所運営費と保育料の現状

## (1) 前回(5/29)児童福祉専門分科会資料

国基準に対する本市の保育料階層区分別軽減率



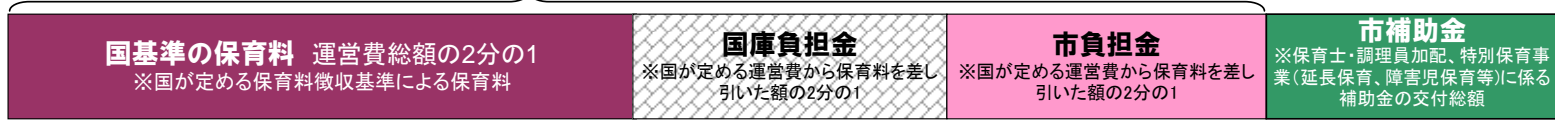
年収に占める保育料の割合



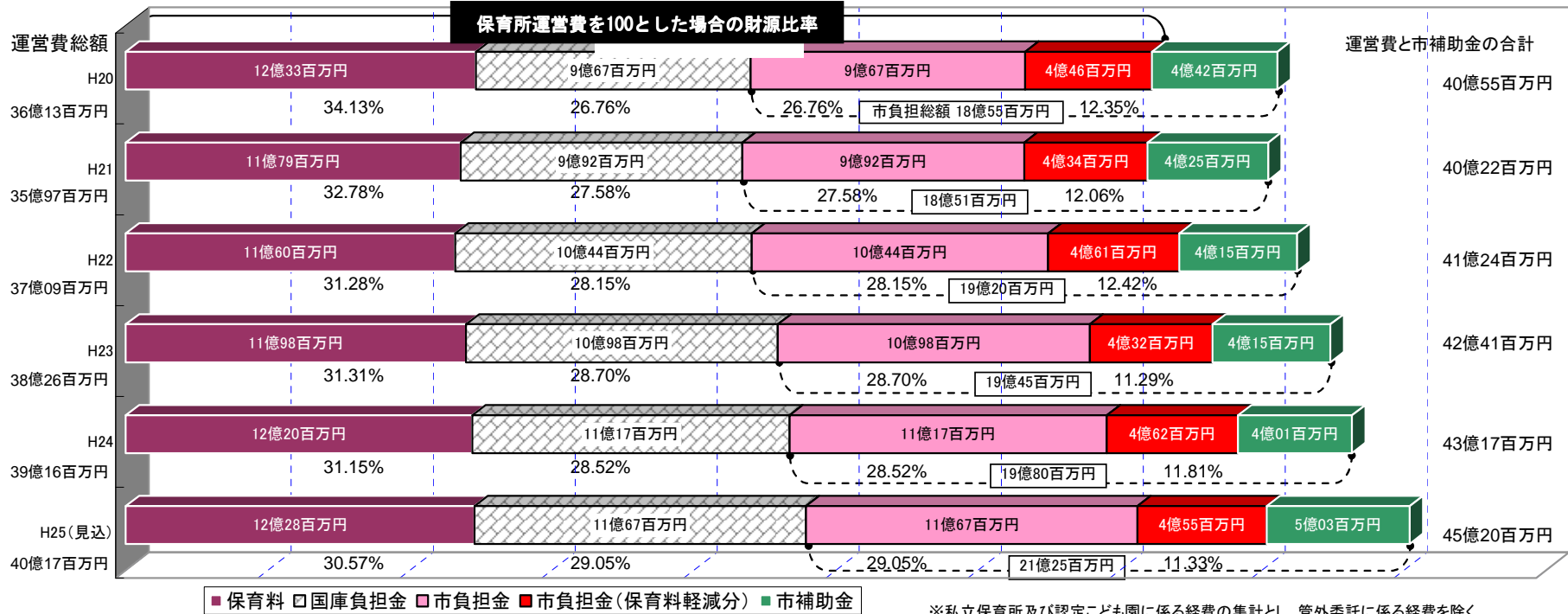
## (2) 私立保育所運営費の推移

### ◆ 保育所運営費の国基準

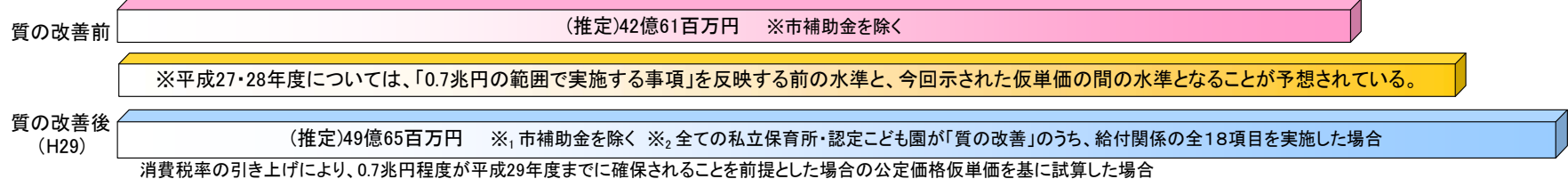
運営費総額（私立保育所の通常保育所経費分の基準）



### ◆ 本市の年度別私立保育所運営費の財源構成



### ◆ 公定価格の仮単価に基づく試算（イメージ）



### (3) 多子世帯の保護者負担の軽減

幼稚園

所得制限:原則あり(年収約680万円程度まで)  
 ※第2子、第3子以降の所得制限を撤廃(平成26年度~)

保育所

所得制限:なし  
 (全世帯が対象)

年収 ~約680万円

年収 約680万円~

A世帯

B世帯

C世帯

D世帯

E世帯

小4

※小4以上はカウントしない

小3

小2

小1

5歳  
(年長)

4歳  
(年中)

3歳  
(年少)

2歳

1歳

0歳



第1子【1.0】  
 第2子【0.5】  
 (半額)  
 第3子【0.0】  
 (無償)



第1子  
 第2子【0.75】  
 (25%減)  
 ⇒【0.5】  
 第3子【0.0】  
 (無償)



第1子【1.0】  
 第2子【1.0】  
 ⇒【0.5】  
 第3子【0.0】  
 (無償)



第1子  
 第2子【1.0】  
 ⇒【0.5】  
 第3子【1.0】  
 ⇒【0.0】(無償)

※2歳以下はカウントしない

幼稚園と保育所の「負担の平準化」の観点から、平成26年度予算により対応。

小4

小3

小2

小1

5歳  
(年長)

4歳  
(年中)

3歳  
(年少)

2歳

1歳

0歳



※小1以上はカウントしない



第1子【1.0】




第2子【0.5】  
 (半額)



第3子【0.0】  
 (無償)

※【 】内の数値は、第1子の保護者負担額を【1.0】とした場合の負担割合。 ※第1子は所得制限あり。

## 2. 保育所保育料の現状の整理と課題

見直し項目	目的	方向性	課題等
1 所得階層間の利用者負担のバランス	国の「応能負担の原則」に基づき、各所得階層間における負担感のバランスを整えたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低～中所得層における年収に対する負担率を引き下げ、高所得層を引き上げたかどうか。</li> <li>・その場合、急激な負担増(減)とならないよう、激変緩和措置を講じたかどうか。</li> </ul> <p>⇒ <b>参考1(P8参照)</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が示した公定価格(施設運営費)の仮単価は、消費税率が10%に引き上げられた際、平成29年度から子ども・子育て支援に「0.7兆円」程度の財源が使われることを踏まえ設定されたもので、国の各年度の公定価格の保育単価については、それぞれの予算編成時に確定する。</li> <li>・国が定めた利用者負担の水準は、公定価格と同様、最終的に各年度の予算編成を経て決定するもので、今後変更となる可能性がある。</li> <li>・公定価格が決まらなると、市町村の実質的な利用者負担の上限額を定めることができない。</li> </ul>
2 3歳以上児と3歳未満児の利用者負担の額の差	保育需要の高い3歳未満児をより預けやすくして、子育てを支援したい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の基準と比較し、所得階層区分により負担額の差が大きい、3歳以上児と3歳未満児の差を近づけたらどうか。</li> </ul> <p>⇒ <b>参考1(P8参照)</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の私立幼稚園が現行どおり私学助成を選択するか、新制度の公定価格による施設型給付を選択するかは未定である。(現在意向調査中)</li> <li>・新制度における施設型給付費の国・県・市の財政負担割合が確定していない。(これまで県から中核市に対する財政支援はなかったが、新制度では中核市も県の支援対象となる旨の説明が国からあった。)</li> </ul> <p> <b>現時点で、保育料変更に伴う本市の影響額を試算することは難しい状況である。</b></p>

見直し項目	目的	方向性	課題等
3 第3子以降の利用者負担のあり方	少子化対策の一環として、第3子以降の出産を後押しする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、18歳未満の児童が3人以上いる世帯のうち、当該世帯の3人目以降で、かつ、3歳未満児の児童の利用者負担を無償にしたらどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽減額(試算)は、現時点で年額で<u>5,700万円程度</u>と見込まれる。</li> <li>・所得制限(例えば、本市の保育所保育料所得階層D6以下の世帯＝推定年収600万円未満を対象とした場合)を導入すると、軽減額(試算)は、<u>年額で3,600万円程度</u>と見込まれる。</li> <li>・本市の近隣市町村へ与える影響にも配慮する必要がある。</li> </ul> <p>⇒ <b>参考2(P9参照)</b></p>

## 【参考】

- ・保育園の現場や「みどりのはがき」、「カトウ(市長)さんへの提案ポスト」等にも、保護者から多子軽減策の充実の要望が寄せられている。
- ・国の「経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～」の中でも、夫婦が希望する数の子どもを持てるよう、第三子以降の出産・育児・教育への重点的な支援を検討している。
- ・国立社会保障・人口問題研究所が実施した全国調査(2011年)によると、夫婦の理想的な子どもの数は、2.42人であるが、実際に持つつもりの子どもの数は、2.07人であり、理想の子どもの数を持たない理由で最も多いのが「子育てや教育にお金がかかるから」(60.4%)であった。

### 3. 保育所、認定こども園(保育所機能)<sup>(\*)</sup>の利用者負担 2号・3号認定

7

【本市の基本的な考え方】 \* 新制度では、従来の保育料が「利用者負担」という名称に変更となっている

#### (見直し項目1・2に対する考え方)

① 本市における「所得階層間の利用者負担のバランス」及び「3歳以上児と3歳未満児の利用者負担の額の差」については、消費税率が10%に引き上げられ、新制度に「0.7兆円」程度の財源が充てられる平成29年度を目途に見直しを検討する。

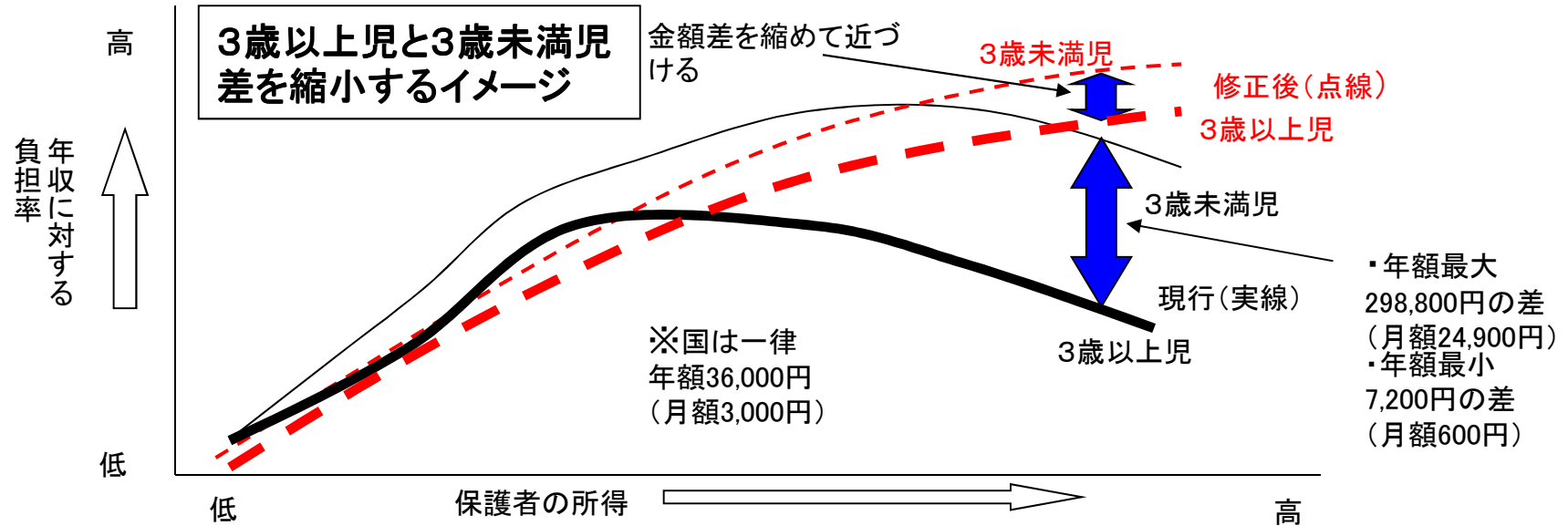
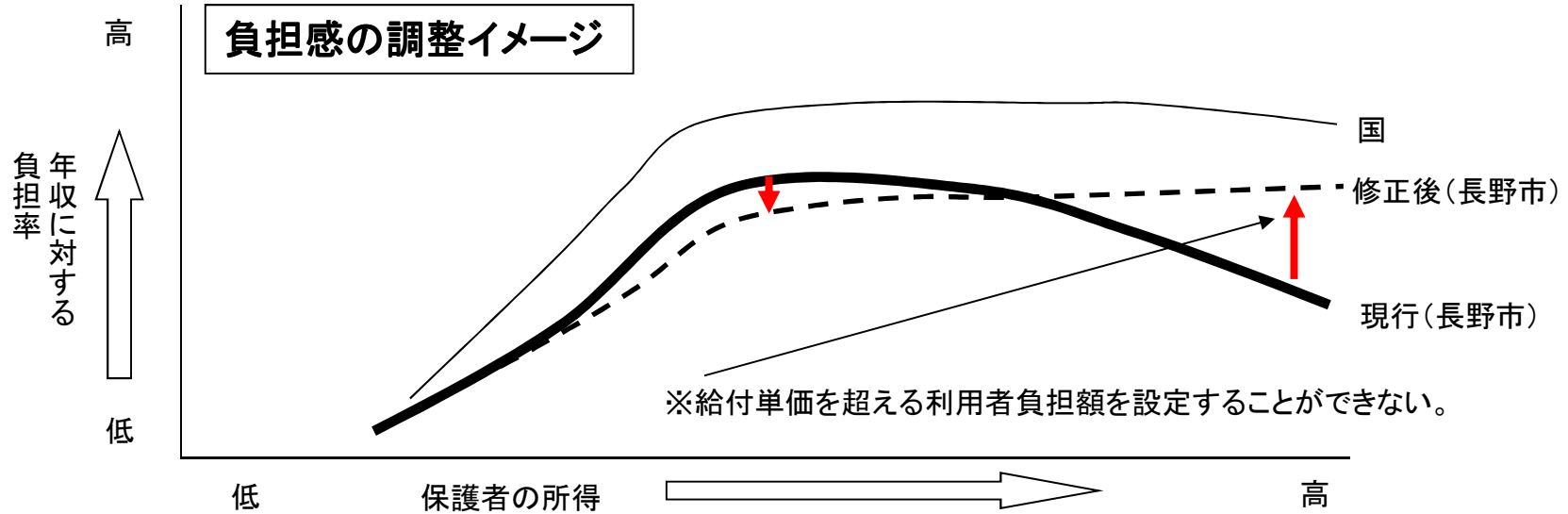
#### (見直し項目3に対する考え方)

② 少子化対策に市としても積極的に取組むため、原則として、18歳未満の児童が3人以上いる世帯のうち、当該世帯の3人目以降で、かつ、3歳未満児の児童の利用者負担を無償(所得制限あり)にする。(平成27年度から導入したい)

#### (平成27年度の保育所保育料の設定)

③ 国は、新制度施行時において、平成26年度の利用者負担を据え置くイメージとしていることから、本市においても現制度の利用者負担の水準を基本とする。⇒ 参考3(P10参照)

④ 保育短時間の利用者負担額は保育標準時間の利用者負担額の約98.3%(▲1.7%)を基本に設定する。(国基準の比率と同じ) ⇒ 参考4(P11参照)





●無償化に伴う本市の影響額

平成26年4月の入所児童7,984人のうち、255人が対象となる。  
 影響額は、1か月あたり約300万円(年額約3,600万円の減)  
 \*本市の保育所保育料所得階層D6以下の世帯(推定年収600万円未満、全体の約3/4)を対象とした場合の試算

【近隣町村の状況】  
 ○実施済  
 (坂城町)、(高山村)  
 ○未実施  
 飯綱町、小布施町、信濃町、  
 小川村、小谷村、白馬村、麻績村

●中核市、県内19市の無償化の状況

【中核市】

43市中10市実施

【県内市】

19市中9市実施

区分		無償対象年齢	
		3歳未満	全年齢(未就学)
所得制限	あり	(郡山市) (いわき市) 岡崎市 下関市 高松市 松山市 (大分市) <b>長野市(予定)</b>	(青森市)  豊橋市
	なし	宇都宮市	

区分		無償対象年齢	
		3歳未満	全年齢(未就学)
所得制限	あり	<b>長野市(予定)</b>	(松本市) (岡谷市) (飯田市) (中野市) (小諸市) (東御市)
	なし		(上田市) (駒ヶ根市) (塩尻市)

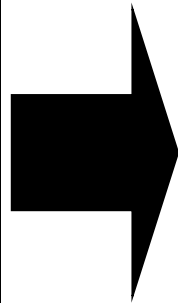
( )は、保育料の一部を軽減している市町村

# 参考3 国の利用者負担のイメージを踏まえた本市の年齢区分と所得階層区分(案) 10

**現行階層区分  
(所得税額を基準とする)**

国基準	市基準	
①生活保護世帯	A	生活保護世帯
②市町村民税非課税世帯	B1	市町村民税非課税世帯(母子等)
	B2	市町村民税非課税世帯(その他)
③市町村民税課税世帯	C1	市町村民税課税世帯(母子等)
	C2	市町村民税課税世帯(その他)
④所得税額40,000円未満	D1	所得税額 7,500円未満
	D2	所得税額 ~20,000円未満
	D3	所得税額 ~40,000円未満
⑤所得税額103,000円未満	D4	所得税額 ~60,000円未満
	D5	所得税額 ~80,000円未満
	D6	所得税額 ~103,000円未満
⑥所得税額413,000円未満	D7	所得税額 ~183,000円未満
	D8	所得税額 ~283,000円未満
	D9	所得税額 ~413,000円未満
⑦所得税額734,000円未満	D10	所得税額 ~734,000円未満
⑧所得税額734,000円以上	D11	所得税額 734,000円以上

所得階層区分  
の変更なし



**変更(平成27年度~)  
(市民税所得割額を基準とする)**

年齢区分の  
変更なし

国基準	市基準		
	階層区分	3歳未満児	3歳以上児
①生活保護世帯	A 生活保護世帯	0	0
②市町村民税非課税世帯	B1 市町村民税非課税世帯(母子等)	0	0
	B2 市町村民税非課税世帯(その他)	1,800	0
③市町村民税課税世帯 (所得税非課税世帯)	C1 市町村民税課税世帯(母子等)(所得税非課税世帯)	8,900	6,600
	C2 市町村民税課税世帯(その他)(所得税非課税世帯)	9,900	7,600
④所得割課税額 97,000円未満	D1	14,200	11,900
	D2	19,400	16,800
	D3	24,500	21,700
⑤所得割課税額 169,000円未満	D4	31,500	25,200
	D5	40,500	25,100
	D6	44,000	25,600
⑥所得割課税額 301,000円未満	D7	50,500	27,200
	D8	53,600	28,700
	D9	54,500	29,600
⑦所得割課税額 397,000円未満	D10	55,600	30,700
⑧所得割課税額 397,000円以上	D11	56,700	31,800

**市民税所得割額を設定する  
現行の各階層の所得税額に見合う**

現行の軽減率  
を維持

②~③: 第1階層及び第4~第8階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

④~⑧: 第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯

※ ただし、保育単価を限度とする。

※①~⑧: 現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ただし、給付単価を限度とする。

※①~⑧: 現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ただし、給付単価を限度とする。

# 参考4

## 国の利用者負担のイメージ

## 長野市の利用者負担(案)

\* 保育短時間の利用者負担額は、保育標準時間の利用者負担額の約98.3%(▲1.7%)を基本に設定

階層	保育標準時間		保育短時間	
	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
I	0円	0円	0円	0円
II	9,000円	6,000円	9,000円	6,000円
III	19,500円	16,500円	19,300円	16,300円
IV	30,000円	27,000円	29,600円	26,600円
V	44,500円	41,500円	43,900円	40,900円
VI	61,000円	58,000円	60,100円	57,100円
VII	80,000円	77,000円	78,800円	75,800円
VIII	104,000円	101,000円	102,400円	99,400円

階層	保育標準時間		保育短時間	
	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
A	0円	0円	0円	0円
B1	0円	0円	0円	0円
B2	1,800円	1,200円	1,800円	1,200円
C1	8,900円	6,600円	8,900円	6,600円
C2	9,900円	7,600円	9,900円	7,600円
D1	14,200円	11,900円	14,000円	11,700円
D2	19,400円	16,800円	19,100円	16,500円
D3	24,500円	21,700円	24,100円	21,300円
D4	31,500円	25,200円	31,000円	24,800円
D5	40,500円	26,100円	39,800円	25,700円
D6	44,000円	26,600円	43,300円	26,200円
D7	50,500円	27,200円	49,700円	26,700円
D8	53,600円	28,700円	52,700円	28,200円
D9	54,500円	29,600円	53,600円	29,100円
D10	55,600円	30,700円	54,700円	30,200円
D11	56,700円	31,800円	55,700円	31,300円

### ●保育短時間を設定した場合の利用者負担額試算

平成26年4月現在の入所児童は7,984人をベースに、  
保育標準時間と短時間の利用者比率を6:4と想定

\* 公立保育所のH25年度の預かり時間の平均割合から利用者比率を算出

● 現行 (月額) 158,490,400円

● 保育短時間設定の場合 (月額) 157,516,100円  
(内訳＝標準時間:97,082,050円 短時間:60,434,050円)

現行との差額 (月額) ▲ 974,300円

(年額) ▲11,691,600円(0.16%減)